

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和3年3月

総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定徴収金に係る地方税について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- ・特定徴収金に係る地方税についての所要の規定の整備

地方税共通納税システムの対象となる特定徴収金に係る地方税に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。

3 施行期日

原則として令和5年4月1日